## 佐倉市建設工事指導マニュアル

市発注工事の指導に当たっては、次の事項を遵守し、適正な施工を 確保するよう充分留意するものとする。

## 1 下請業者使用上の留意点

- (1) 一括下請及び不必要な重層は、認めないものとする。
- (2)下請契約は、工事開始前に建設工事標準下請契約約款(昭和5 2年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した 下請契約を締結するものとする。
- (3)下請契約に当たっては、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額により締結するものとする。
- (4) 500万以上工事を下請に出す場合は、建設業許可業者と下請 契約しなければならない。
- (5)特定建設業の許可がなければ、5,000万円(下請契約の合計金額。なお、建築一式工事については、8,000万円)以上の工事を下請に出すことはできない。
- (6) 自己の取引上の地位を不当に利用して、請負額が原価に満たない請負契約を締結したり、或いは使用資機材等の購入強制をしてはならない。
- (7) 工事現場の安全管理を徹底し、雇用管理責任者を定めるととも に、末端下請労務者までの雇用管理をするものとする。
- (8)下請代金の支払いはできるかぎり現金払とし、現金払と手形払 (60日を限度)を併用する場合であっても労務費相当分について は、現金払とするものとする。
- (9) 下請業者の倒産等による再下請業者に対する代金不払い、或いは労務費の不払い等を防止するため下請業者の指導に努めるものとする。なお、万一不払い等の問題を起こした場合は、受注者である元請において解決を図るものとする。ただし、解決しない場合は、元請に立替払いの勧告をすることができるものとする。
- (10) 佐倉市建設工事適正化指導要領(平成13年4月1日施行) に基づき「主任技術者等選任通知書」を、また下請を使用する場合 は速やかに「下請業者選定通知書」を提出するものとする。

# 2 市内業者への優先下請について

下請業者を使用し工事を施工させる場合には、中小企業対策の観点及び中小企業の建設業技術の向上のため、市内業者等をできるだけ優先して下請けさせるよう要望するものとする。また、この要望

は、拘束力を有し又は強制的に指導するものではない。なお、どの下請業者を使用するかは、元請負業者の任意のものであるため、市内業者等を使用しなかった場合において、元請負業者対して不利益をもたらすものではなく、又使用した場合において有利になることはない。

# 3 市・県内生産品の使用について

工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、市内又は県内に本店を有する者の中から選定するよう要望するものとする。 また、調達する工事材料においても、市内又は県内生産品とするよう求めるものとする。

## 4 技術者の適正な配置について

工事現場に施工技術上の管理として、主任技術者又は監理技術者 を配置すること。

- 5 ダンプカーの過積載による違法運行の防止等について
- (1) さし枠を装着し、或いは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を工事現場に立ち入りさせることはできないものとする。
- (2) ダンプカーを使用する工事現場の施工に当たっては、土砂等を 運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)の目的に鑑み、同法第12条に規定 する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進す るよう配慮するものとする。

#### 6 建設副産物等の適正処理について

- (1)建設副産物等は、元請業者の責任において、その発生から処分等までの数量等の管理を十分に行い、適正に処理しなければならない。なお、下請業者が施工した建設副産物等も処理等の責任は、元請業者にあるものとする。
- (2)建設副産物等の処理等を他人に委託する場合は、建設副産物等 の収集運搬又は処分に係る業の許可を有している確認し、委託しな ければならない。

# 7 安全・衛生について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に従う等建設工事を 安全に施工しなければならない。特に、新たに雇用した建設労働者、 作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施しなければならない。

#### 8 法令等の遵守について

建設業法(昭和24年法律第100号)、労働関係法、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令、危険物関係法令、その他の関係法令及び市又は県等の条例或いは要綱等に遵守し当該建設工事の施工にあたるものとする。

以上の関係法令、要綱等が守れない場合は、市長が発注する事業における指名等について考慮し、建設業許可行政庁等関係法令行政庁へ通知又は報告するとともに、罰則等の処分が過せられた場合は、指名停止等の措置を講ずることができるものとする。また、建設業法第41条による指導、勧告及び同法第28条による営業停止等の行政処分の対象になった場合も同様とする。

附則

- このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- このマニュアルは、平成14年6月1日から施行する。 附 則
- このマニュアルは、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- このマニュアルは、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- このマニュアルは、平成28年8月1日から施行する。 附 則(令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)
- このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月30日決裁 佐契第914号)
- このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月19日決裁 佐契第816号)

このマニュアルは、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和7年1月24日決裁 佐契第1056号)

このマニュアルは、令和7年2月1日から施行する。